

高松市監査委員告示第28号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和6年9月30日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について（高松けいりんファンクラブ運営事業補助金）	P9	創造都市推進局	競輪場事業課	R6.8.23
2	R3	R4.2.28	第3号	指摘	補助金の適正な交付事務について	P11			R6.9.6
3	R6	R6.7.1	第17号	意見	公用携帯電話の契約台数の見直しについて	P8	財政局	納税課	R6.7.12

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

- ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。
- イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。
- ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。
- エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
- オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について（高松けいりんファンクラブ運営事業補助金）		
意見の内容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年8月23日
所管課等	創造都市推進局 競輪場事業課
措置結果	本件意見に係る高松けいりんファンクラブについては、令和2年度末をもって解散した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	補助金の適正な交付事務について		
指摘の内容	補助事業の実績確認については、所管課として、用途が確認できる領収書等の提出を求め、支出内容が適正であることを確認されたい。		
公表文該当 ページ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年9月6日
所管課等	創造都市推進局 競輪場事業課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度以降、補助事業に係る実績報告書の提出時に、用途が確認できる領収書等の添付を求めており、支出内容が適正であることを確認している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和6年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和6年7月1日
区分	意見		
意見の項目	公用携帯電話の契約台数の見直しについて		
意見の内容	公用携帯電話の契約に当たっては、通話利用がない場合においても基本使用料等を支払う必要があることから、歳出削減の観点も含め、利用状況を踏まえた上で必要性を検討し、契約台数の見直しに努められたい。		
公表文該当 ページ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年7月12日
所管課等	財政局 納税課
措置結果	本件意見については、現在、契約をしている公用携帯電話の必要性を検討した結果、職員の外出機会の減少に伴い、携帯電話の利用が減少している現状を踏まえ、契約台数を3台から2台に減らすこととし、1台を解約した。